

島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、島原市教育委員会・雲仙市教育委員会・南島原市教育委員会の所管する小学校及び中学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会という。

(協議会を設ける市の教育委員会)

第3条 協議会は、島原市、雲仙市、南島原市の教育委員会がこれを設ける。

2 教科用図書採択に係る主管教育委員会は、島原市・雲仙市・南島原市のもちまわりとする。

第2章 組織

(組織)

第4条 協議会は、委員9人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (一) 各市教育委員会の教育長それぞれ1名
- (二) 各市教育委員会がそれぞれ指名する各市教育委員会の委員それぞれ1名
- (三) 各市の保護者代表それぞれ1名

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見の聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者は、委員となることができない。

3 委員の任期は、8月末日とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、各市教育委員会が協議して定めた市の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

2 会長の任期は、8月末日とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 副会長は、会長以外の教育長を充てる。

2 副会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

第3章 会議

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、会長・副会長及び委員の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第4項の報告及び長崎県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第4章 調査員

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

2 調査員は、協議会が種目ごとに学校の教頭及び教諭の中から3人委嘱する。

- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び特定の教科書発行者と関係を有する者は、調査員となることができない。
- 4 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成する。
- 5 調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第5章 選定委員会

- 第14条 協議会に、あらかじめ調査した教科書の選定をさせるため、選定委員会を置く。
- 2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、協議会が種目ごとに学校の校長、教頭及び教諭の中から3人委嘱する。
 - 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び特定の教科書発行者と関係を有する者は、選定委員となることができない。
 - 4 教科ごとの選定委員の中から、それぞれ選定委員長を選出する。
 - 5 選定委員長選出については、選定委員の互選とする。
 - 6 選定委員は、当該専門の事項に関する業務が終了したときは、解任されるものとする。

第6章 議事録及び資料の公表

- 第15条 協議会の会議の議事録及び選定資料については、各市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第7章 経費の支弁の方法

- 第16条 協議会に要する費用は、各市の協議により決定した額について、関係市が負担する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成27年5月28日から施行する。
（島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会に関する規約の廃止）
- 2 島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会に関する規約（平成20年4月1日）は廃止する。

附 則

この規約は、平成29年5月22日から施行する。